参考資料１－２
科学技術・学術審議会
測地学分科会　地震火山部会
観測研究計画再検討委員会（第１回）
Ｈ２３．１１．１７

科学技術・学術審議会の概要

○第６期科学技術・学術審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・１

○科学技術・学術審議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・２

○科学技術・学術審議会関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・３

○科学技術・学術審議会運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・６

○科学技術・学術審議会の公開の手続きについて・・・・・・・・９

○科学技術・学術審議会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第６期科学技術・学術審議会委員名簿

（５０音順）

会　　長	野　依　良　治	独立行政法人理化学研究所理事長
会長代理	野間口　　有	独立行政法人産業技術総合研究所理事長
	青　野　由　利	毎日新聞社論説委員（科学環境部編集委員兼務）
	有　川　節　夫	九州大学総長
	石　田　寛　人	金沢学院大学名誉学長
	大　垣　眞一郎	独立行政法人国立環境研究所理事長
	甲　斐　知恵子	東京大学医科学研究所教授
	樫　谷　隆　夫	公認会計士、税理士
	鎌　田　　薫	早稲田大学総長
	唐　木　幸　子	オリンパス株式会社研究開発センター医療技術開発本部診断技術開発部長
	北　澤　宏　一	独立行政法人科学技術振興機構顧問
	桐　野　髙　明	独立行政法人国立国際医療研究センター総長
	小　池　勲　夫	琉球大学監事
	小　谷　元　子	東北大学大学院理学研究科教授
	小　林　　誠	高エネルギー加速器研究機構特別栄誉教授
	佐々木　　毅	学習院大学法学部教授
	佐　藤　禎　一	国際医療福祉大学・大学院教授
	鈴　木　厚　人	高エネルギー加速器研究機構長
	田　代　和　生	慶應義塾大学名誉教授
	柘　植　綾　夫	芝浦工業大学長
	中小路　久美代	株式会社ＳＲＡ先端技術研究所所長
	中　村　道　治	独立行政法人科学技術振興機構理事長、元株式会社日立製作所副社長
	平　田　　直	東京大学地震研究所地震予知研究センター長・教授
	平　野　眞　一	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
	深　見　希代子	東京薬科大学生命科学部教授
	藤　井　敏　嗣	東京大学名誉教授
	本　間　さ　と	北海道大学大学院医学研究科特任教授
	三　宅　なほみ	東京大学大学院教育学研究科教授
	室　伏　きみ子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	山　脇　　康	日本郵船株式会社特別顧問

（平成２３年１０月１１日現在）

科学技術・学術審議会の概要

１．主な所掌事務

（１）文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議し、又は文部科学大臣に意見を述べること。

（２）以下の事項に係る調査審議等

①　海洋開発に係る総合的・基本的事項

②　測地学及び政府機関の測地事業計画に係る事項

③　技術士法の規定に基づく事項

２．構成等（科学技術・学術審議会令）

（１）委員３０人以内、任期２年（再任可）。

（２）委員は、文部科学大臣が任命する。分科会に属すべき委員は、文部科学大臣が指名する。

（３）会長は、委員の互選により選任する。

会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（４）次の分科会を設置する。

名　称	所掌事務の概要
研究計画・評価分科会	①　科学技術に関する研究開発計画の作成及び推進に関する重要事項 ②　科学技術に関する研究開発の評価に係る基本的な政策の企画・立案・推進に関する重要事項 ③　科学技術に関する関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項
学術分科会	学術の振興に関する重要事項
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項
技術士分科会	①　技術士制度に関する重要事項 ②　技術士法の規定により審議会の権限に属させられた事項

（５）臨時委員及び専門委員を置く。

（６）審議会及び分科会には、必要に応じて部会を設置。

科学技術・学術審議会関係法令

１　文部科学省設置法（抄）（平成１１年７月１６日法律第９６号）

第六条　本省に、次の審議会等を置く。
　　科学技術・学術審議会

第七条　科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
　一　文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
　　イ　科学技術の総合的な振興に関する重要事項
　　ロ　学術の振興に関する重要事項
　二　前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。
　三　文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
　四　測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
　五　前２号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること。
　六　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
２　前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

２　科学技術・学術審議会令（平成１２年６月７日政令第２７９号）

（組織）
第一条　科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。
２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
３　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）
第二条　委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
２　臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）
第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
４　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
５　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）
第四条　審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）
第五条　審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名　　称	所　掌　事　務
研究計画・評価分科会	一　科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること。 二　科学技術に関する研究及び開発の評価に係る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する重要事項を調査審議すること。 三　科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項（前二号に掲げる事務に係るものに限る。）を調査審議すること。
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項（他の府省の所掌に属するものを除く。）を調査審議すること。
学術分科会	学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
技術士分科会	一　技術士制度に関する重要事項を調査審議すること。 二　技術士法　（昭和五十八年法律第二十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

２　前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
３　分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
４　分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
５　分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）
第六条　審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
３　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）
第七条　審議会に、幹事を置く。
２　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
３　幹事は、審議会の所掌事務（学術分科会に係るものを除く。）について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。
４　幹事は、非常勤とする。

（議事）
第八条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
２　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
３　前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）
第九条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）
第十条　審議会の庶務は、文部科学省科学技術・学術政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、研究計画・評価分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局計画官において、学術分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局政策課において文部科学省研究振興局振興企画課の協力を得て、海洋開発分科会に係るものについては文部科学省研究開発局海洋地球課において、測地学分科会に係るものについては文部科学省研究開発局地震・防災研究課において、技術士分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課において処理する。

（雑則）
第十一条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成十五年三月二十八日政令九十八号）抄
第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

科学技術・学術審議会運営規則

（平成１３年２月１６日 科学技術・学術審議会決定、平成１９年２月１日一部改正、平成２３年５月３１日一部改正）

（趣旨）

第１条　科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成１２年政令第２７９号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（審議会）

第２条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（分科会）

第３条　分科会の会議は、分科会長が招集する。

２　分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

３　会長は、分科会の所掌事務について諮問があったときは、その調査審議を分科会に付託することができる。

４　前項の規定により分科会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

５　会長は、次の表の左欄に掲げる事項については、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる分科会に付託するものとし、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

事　　項	分　科　会
科学技術振興調整費の評価並びに科学技術戦略推進費の配分のための審査及び評価に係る事項	研究計画・評価分科会
科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項	学術分科会
１．技術士法（昭和５８年法律第２５号）の規定により審議会の権限に属させられた事項 ２．技術士試験の試験方法及び実施に関する事項 ３．技術士試験の試験科目及び受験資格（試験科目の免除を受ける資格を含む。）に関する事項	技術士分科会

６　前２項の規定により分科会の議決をもって審議会の議決としたときは、分科会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。

7　前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

（審議会に置かれる部会）

第４条　審議会に置かれる部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。

2　部会の会議は、部会長が招集する。

3　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4　部会の所掌事務について諮問があったときは、会長は、その調査審議を当該部会に付託することができる。

5　前項の規定により部会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6　前項の規定により部会の議決をもって審議会の議決としたときは、部会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。

7　前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（委員会）

第５条　審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

2　委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。

3　委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。

4　主査は、当該委員会の事務を掌理する。

5　委員会の会議は、主査が招集する。

6　主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

7　主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8　主査は、委員会における調査の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

9　前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

（会議の公開）

第６条　審議会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

一　会長の選任その他人事に係る案件

二　行政処分に係る案件

三　前２号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、審議会において非公開とすることが適当であると認める案件

（議事録の公表）

第７条　会長は、審議会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

２　審議会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、会長が審議会の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

科学技術・学術審議会の公開の手続きについて

（平成２３年２月４日
科学技術･学術審議会決定）

科学技術・学術審議会令第１１条及び科学技術・学術審議会運営規則第８条に基づき、科学技術・学術審議会の公開の手続きについて以下のように定める。

１　会議の日時・場所・議事を原則１週間前の日（１週間前の日が行政機関の休日（以下　「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」　という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）　に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。

２　傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

①　一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）１７時までに科学技術・学術審議会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課）に登録する。

②　受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、１社につき原則１名とし、開催前日１７時までに科学技術・学術審議会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課）に登録する。

(3) 会議の撮影、録画、録音について

①　傍聴者は、会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。

②　会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

ア．会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、会長又は事務局の指示に従うものとする。

イ．スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。

ウ．撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(4) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従うこととする。

３　その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各１名とする。

（参考）

科学技術・学術審議会ホームページの開設について

（平成１３年４月１３日
科学技術･学術審議会了承）

国民への積極的な情報提供を行うとともに、委員相互の情報の共有化を図り、円滑な審議に資するため科学技術・学術審議会ホームページを開設しました。

① 委員の略歴等を掲載するとともに、各分科会等における審議状況を迅速に閲覧可能にします。

② 分科会等の審議状況について、各委員からご意見等がある場合は、いつでも電子メールで意見をお寄せください。メールアドレス　shingist@mext.go.jp

１　開設場所　文部科学省ホームページhttp://www.mext.go.jp/の審議会情報に掲載。

２　掲載内容　（１）新着情報・・・審議会の開催状況等を掲載
（２）概要等・・・・科学技術・学術審議会設置の経緯等を掲載
（３）答申等・・・・答申等を掲載
（４）議事録等・・・議事録等を掲載
（５）委員の紹介・・各委員の略歴等を掲載
（６）各分科会の情報・・・各分科会の開催状況等を掲載
（７）その他・・・・総合科学技術会議や旧審議会のホームページにリンク

第６期科学技術・学術審議会組織図（平成23年５月31日）

科学技術・学術審議会

（会長：野依　良治）

- **研究計画・評価分科会**（分科会長：大垣　眞一郎）
  - 研究開発評価部会（部会長：平野　眞一）
  - 地球観測推進部会（部会長：小池　勲夫）
  - ライフサイエンス委員会（主査：永井　良三）
  - 環境エネルギー科学技術委員会（主査：安井　至）
  - 情報科学技術委員会（主査：有川　節夫）
  - ナノテクノロジー・材料科学技術委員会（主査：川合　知二）
  - 防災科学技術委員会（主査：濱田　政則）
  - 航空科学技術委員会（主査：河野　通方）
  - 原子力科学技術委員会（主査：田中　知）
  - 安全・安心科学技術委員会（主査：板生　清）
  - 脳科学委員会（主査：金澤　一郎）
- **資源調査分科会**（分科会長：鈴木　厚人）
  - 食品成分委員会（主査：安井　明美）
- **学術分科会**（分科会長：佐々木　毅）
  - 研究環境基盤部会（部会長：有川　節夫）
  - 研究費部会（部会長：平野　眞一）
  - 科学研究費補助金審査部会
  - 学術の基本問題に関する特別委員会（主査：平野　眞一）
  - 人文学及び社会科学の振興に関する委員会（主査：樺山　紘一）
- **海洋開発分科会**（分科会長：小池　勲夫）
  - 深海掘削委員会
  - 海洋鉱物委員会（主査：浦辺　徹郎）
  - 海洋生物委員会（主査：田中　克）
- **測地学分科会**（分科会長：藤井　敏嗣）
  - 地震火山部会（部会長：平田　直）
- **技術士分科会**（分科会長：野間口　有）
  - 試験部会（部会長：石田　寛人）
  - ＡＰＥＣエンジニア特別委員会
  - 制度検討作業委員会（主査：池田　駿介）
- **先端研究基盤部会**（部会長：有川　節夫）
  - 研究開発プラットフォーム委員会（主査：二瓶　好正）
  - 数学イノベーション委員会（主査：若山　正人）
- **産業連携・地域支援部会**（部会長：平野　眞一）
  - 産学官連携推進委員会（主査：柘植　綾夫）
- **生命倫理・安全部会**（部会長：桐野　高明）
  - 遺伝子組換え技術等専門委員会（主査：野本　明男）
  - 特定胚及びヒトＥＳ細胞等研究専門委員会（主査：須田　年生）
  - 生殖補助医療研究専門委員会（主査：石原　理）
  - ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会（主査：永井　良三）
- **国際委員会**（主査：大垣　眞一郎）
- **人材委員会**（主査：柘植　綾夫）
- **基本計画推進委員会**（主査：野依　良治）